

## 教育委員会提出案件

教育委員会 社会教育課

案 件 名	有明運動場の冬期開場について
内 容	<p>有明運動場は、現在安曇野市体育施設条例第 5 条、第 6 条及び別表第 2 により 12 月から翌年 3 月までは冬期間閉鎖となっています。</p> <p>4 月～11 月の期間穂高硬式野球連盟穂高リトルシニア(スポーツ少年団に登録)が定期的な練習に励んでいるところですが当該施設の冬期間の開場をしてほしい旨の要望が提出されました。</p> <p>降雪雨がなければ、使用が可能なことから冬期間でも開場可能と思われるので、運動場の開場時間と休場日を安曇野市体育施設条例第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 項を適用し下記のとおり変更したいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 開場期間 平成 25 年 12 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日</p> <p>2. 開場時間 午前 9 時～午後 4 時まで</p> <p>3. 休場日 月曜日(月曜日が休日となる場合はその翌日) 年末年始及び降雨等で管理上支障が認められるとき</p>